

学校法人帝塚山学院 Student Assistant (SA) 募集について

学校法人 帝塚山学院では、下記の要領でアルバイト職員を募集いたします。

| | |
|------|---|
| 募集職種 | 土曜学校の Student Assistant (SA) (学生助手) (雇用期間は年度末の3月までです。契約を更新する場合は、雇入れ時から最長5年間とします。) (年間30日の土曜学校開講日に勤務するレギュラー勤務者として採用することを原則としますが、採用試験時の成績次第では、本法人が業務を依頼する日のみのスポット勤務者としての採用となる場合があります。) |
| 仕事内容 | 土曜学校 (Tezukayamagakuin Saturday School) の児童の英語学習サポート ※帝塚山学院では、小学生を対象に、ネイティブスピーカーの教員による、英語での授業を実施する土曜学校を開設しています。 SAは「ネイティブ教員」と「英語を習得中の小学生」をつなぐパイプ役です。 一日中児童と過ごしながら英語学習をサポートできる力を求めています。海外経験や英語力を存分に活かせる仕事です。英語力をブラッシュアップしたい人にも最適です。 |
| 勤務先 | 学校法人帝塚山学院が設置する土曜学校の事務局に配属されます。 勤務地は下記になります。 ○大阪市住吉区帝塚山中3-10-51 |
| 勤務条件 | 雇用契約書に基づきます。 (1) 勤務日 年30回の土曜学校開講日の土曜日 (8月は平日勤務をお願いする場合があります。) (2) 勤務時間 8時45分～16時30分(休憩45分込み) ※ 時差勤務の場合や、超過勤務が発生する場合があります。 (3) 賃金等 ① 時給1,177円 ② 通勤手当 実費支給(上限は1日2,000円まで) ※ ①～②以外の手当は支給されません。 ※ 昼食付きです。 ※ 退職金は支給しません。 (4) 社会保険等 労災保険のみ加入。 私学共済・雇用保険には、資格要件を満たさないため加入しない。 |
| 募集人数 | 10人 |
| 応募資格 | 1. 高等学校卒業以上。(大学生・大学院生の方歓迎) 2. 本法人が指定する土曜日に勤務可能な方。 3. 日英両語に堪能な方で1日中英語のみで過ごす英語力のある方。 (目安: TOEIC 800点以上) 4. 帰国子女、留学経験者歓迎。 |

| | |
|-------------------------|---|
| 任用日時 | 随時 |
| 応募締切 | 随時選考を行い、採用が決定次第、募集を終了いたします。 |
| 応募方法 | マイナビバイトからのエントリー（下記リンクよりご応募ください。） https://baito.mynavi.jp/entry/EntryFormInput.do?jobStockCd=J0131426983 |
| 選考方法 | 一次選考（マイナビバイトのエントリー選考） → 二次選考（日本語と英語による面接） ※選考は随時行います。 ※一次選考結果は、マイナビバイトエントリー後5日以内にお知らせいたします。 ※二次選考（面接）の日時は、一次選考通過者に個別にお知らせいたします。 ※選考時の交通費は支給しません。 【二次選考会場】 帝塚山学院土曜学校事務室 〒558-0053 大阪市住吉区帝塚山中 3-10-51 電話 06-6672-1950 （南海高野線「帝塚山」徒歩3分、阪堺電軌上町線「帝塚山三丁目」徒歩3分） |
| 応募書類 (一次選考 通過者のみ) | 一次選考通過者には下記の書類をご提出いただきます。 (1) 自筆の日本語の履歴書 ※本学院ホームページ「採用情報」から「応募専用履歴書(土曜学校SA)」をダウンロードしてお使いください。 https://www.tezukayama.ac.jp/recruit/pdf/rireki-tss.pdf (2) 英文による履歴書（A4版縦・ワープロによる作成可。） (3) 英語の学習又は使用経歴書 (4) 在学証明書（学生の方） または 卒業証明書（社会人の方） (5) 誓約書 ※本学院ホームページ「採用情報」から誓約書をダウンロードしてください。 URL : https://www.tezukayama.ac.jp/recruit/pdf/seiyakusyo.pdf (6) その他（資格などの証明は複写添付してください。） ※応募書類は職員採用に関わる選考のみに使用し、それ以外の目的では使用いたしません。 ※応募書類は返却いたしません。採用試験終了後、責任を持って処分いたします。 <特記事項> 1. 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 2. 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 3. このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。 |
| お問合せ先 | <お問合せ先> TEL:06-6672-1950 学校法人帝塚山学院 土曜学校事務室 マネージャー 文田（ふみた）、加藤 |

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。